

**EPA(経済連携協定等)の『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談  
よくあるご質問(FAQ)**

(2025年7月8日時点)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	相談にあたっての事前準備	税関での輸出相談を利用するにあたり、どのような資料を用意すればよいか。	ご相談の内容にもよりますが、まずは輸出貨物のHS番号、生産に使用した材料の一覧、生産場所、生産工程等の情報をご用意ください。
2	相談対象	税関での輸出相談を利用するにあたり、相談対象のEPAを教えてほしい。	<p>EPA原産地センターでは、日豪協定、TPP11協定(CPTPP)、日EU協定、日英協定、RCEP協定(豪州、ニュージーランド、韓国仕向)の自己申告制度(※)を利用した日本からの輸出に係る相談をメールにて受け付けています。詳細は以下リンク先をご確認ください。          (リンク:「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る相談」 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm">https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm</a>)</p> <p>また、第三者証明制度(原産地証明書)を利用して日本からの輸出に係るご相談については、以下をご利用ください。          (リンク:「日本貿易振興機構(ジェトロ)(EPA利用手順、相談窓口、原産地証明ナビ)」 <a href="https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/">https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/</a>)          (リンク:「経産省委託事業(EPA相談デスク)」 <a href="https://epa-info.go.jp/">https://epa-info.go.jp/</a>)</p> <p>(※)RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、豪州、ニュージーランド、韓国への輸出のみとなります(2025年1月1日時点)。</p>
3	EPA税率の確認	輸入国での輸入申告においてEPA税率の適用を受けるための手順を知りたい。	<p>EPA税率の適用を受けるための流れ(EPA利用のステップ)について、「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」にまとめましたのでご参照ください。</p> <p>(リンク:税関HP「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」<a href="https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html">https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html</a>)</p>
4	EPA税率の確認	輸入国で設定されているEPA税率はどのように確認すればよいか。	<p>税関ホームページに、日本が締結しているEPAに関する相手国側譲許表を掲載しております。          (リンク:税関HP「相手国譲許表(関税率表)」<a href="https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm">https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm</a>)</p> <p>なお、日EU協定及び日英協定において、譲許表に掲載されていないHS番号に分類される商品は、各協定発効時に関税が即時撤廃されており、EPA税率は無税となります。ただし、輸入国でのMFN税率*が無税の場合もあり、EPA税率を適用する必要がない場合がありますので、ご留意ください。</p> <p>* MFN税率とは、実行最惠国税率のこと、WTO協定税率など相手国において一般的に適用される税率をいいます。</p>
5	HS番号の確認	HS番号についてどのように調べればよいか。	<p>HS番号とは、輸出入の際に商品を分類する番号のことです。          HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることができます。          (リンク:税関HP「輸出統計品目表」<a href="https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm">https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm</a>)</p> <p>なお、輸入貨物に適用されるHS番号は輸入国税関の判断によることから、日本から輸出される貨物に係る輸入国におけるHS番号について判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税関に事前教示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法です。輸入国での適用を保証するものではなく参考意見にとどまりますが、各税関の関税鑑査官部門においても輸出貨物に係るHS番号のご相談を承っています。</p> <p>また、後記【番号28】の関税分類変更基準により貨物の原産性を確認する場合、原材料のHS番号は必ずしも6桁まで特定する必要がない場合もありますので、ご留意ください。</p> <p>(リンク:税関HP「原産性判断に必要なHSコードについて」<a href="https://www.customs.go.jp/roo/origin/zairyo_hs.pdf">https://www.customs.go.jp/roo/origin/zairyo_hs.pdf</a>)</p>
6	HS番号の確認	輸出相談で輸出貨物のHS番号を教えてもらえるか。	<p>ご相談内容が、輸出商品又はその材料に係るHS番号のみに関する場合は、各税関の関税鑑査官部門にお問合せください。          (リンク:税関HP「品目分類・関税率についてのお問合せ先(関税鑑査官部門)」<a href="https://www.customs.go.jp/question2.htm#b">https://www.customs.go.jp/question2.htm#b</a>)</p> <p>ご相談の際には、輸出商品やその材料の製法、成分割合、構造、機能、性状、包装、用途等が分かる書類の提出をお願いすることができますので、あらかじめご承知おきください。また、過去に類似の商品について日本への輸入時に事前教示を受けていれば、参考までに当該回答書等もあわせてご用意ください。</p> <p>なお、輸入国における輸入申告におけるHS番号については、最終的に輸入国の税関の判断が優先されますので、輸出国の税関からの回答は参考意見にとどまります。</p>

番号	カテゴリ	質問	回答
7	原産地証明手続	自己申告制度とは何か。 また、どのEPAで使用できるか。	<p>自己申告制度とは、EPA税率の適用を要求するために輸入国税関に提出する「貨物が原産品である旨の申告書(以下「原産品申告書」とします。)」を、輸出者、生産者又は輸入者が自ら作成する制度です。日本の発効済のEPAで輸出者、生産者及び輸入者による自己申告制度が採用されているのは、日豪協定※1、CPTPP、日EU協定、日米貿易協定※2、日英協定及びRCEP協定※3です。</p> <p>※1 日豪協定は第三者証明制度(輸出締約国の権限ある当局で発給された原産地証明書により原産品であることの証明を行う制度。以下同じ。)も採用されています。</p> <p>※2 日米貿易協定においては輸入者による自己申告制度のみが採用されています。</p> <p>※3 RCEP協定においては、第三者証明制度及び認定輸出者制度(輸出締約国の権限ある当局による認定を受けた輸出者自らが作成する原産地申告により原産品であることの証明を行う制度。)も採用されています。</p> <p>また、RCEP協定において、輸出者又は生産者による自己申告制度を利用できるのは、輸出国及び輸入国の双方において当該制度を実施している場合に限られます。</p> <p>2025年1月1日現在、当該制度を利用できるのは、日本、豪州、ニュージーランド、韓国のみとなります。</p> <p>輸入者による自己申告制度を利用できるのは、日本へ輸入する場合に限られますので、日本からの輸出においてはご利用いただけません。</p>
8	原産地証明手続	自己申告制度を利用するためには、事前に税関に対する届出や登録手続等が必要か。	自己申告制度は、產品が協定上の原産品であることを示す情報を有している輸出者、生産者又は輸入者が利用することができる制度であり、税關への事前の届出や登録手續等は不要です。
9	原産地証明手続	自己申告制度の場合、原産品申告書は誰が作成できるのか。	<p>輸出者、生産者又は輸入者が作成できます。</p> <p>※ 日米貿易協定においては輸入者による自己申告制度のみが採用されています。</p> <p>※ RCEP協定において、輸出者又は生産者による自己申告制度を利用できるのは、輸出国及び輸入国の双方において当該制度を実施している場合に限られます。2025年1月1日現在、当該制度を利用できるのは、日本、豪州、ニュージーランド、韓国のみとなります。</p> <p>輸入者による自己申告制度を利用できるのは、日本へ輸入する場合に限られますので、日本からの輸出においてはご利用いただけません。</p>
10	原産地証明手続	原産品申告書を作成した輸出者・生産者はどのような義務を負うのか。	原産品申告書の申告内容の正確性への責任及び当該申告に係る関係書類の保存義務を負います。また、輸入国税關から產品の原産性について検証(事後確認)があった際に情報提供を行う義務があります。根拠規定は各協定及び「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」です。
11	原産地証明手続	輸出貨物が輸入国で輸入される際の原産地手続について知りたい(輸出者・生産者による自己申告の場合)。	產品が原産品であることを確認した後、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成し、輸入者が輸入国税關に提出する必要があります。原産品申告書の作成方法や記載要領は協定によって異なります。詳しくは、税關ホームページ「原産地規則ポータル」の「原産地証明手続」等に掲載している各協定の自己申告の手引きをご参照いただき、輸入国税關にお問合せください。 (リンク:税關HP「原産地証明手続」 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm">https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm</a> )
12	原産地証明手続	輸入国の顧客に輸出者自己申告の原産品申告書を作成するように求められたが、原産品申告書を作成することで足りるか。	原産品申告書を作成して自己申告を行う者はその内容の正確性に責任を負いますので、作成者自身が原産品であることを確認する必要があります。また、產品が原産品であることを示すために必要な書類の保存義務を負い、事後確認時には税關からの情報提供要請に応じる必要があります。原産品申告書作成者の義務については【番号10】をご覧ください。 產品を輸出する者が生産者でないため、原産性を判断するための產品の生産に関する情報を入手できない場合には、生産者による自己申告をご検討ください。

番号	カテゴリ	質問	回答
13	原産地証明手続	貨物の一部にEPA税率を適用する場合、原産品申告書はどのように記載すればよいか。	インボイスに記載された产品的うち、どの产品が適用しようとする協定上の原産品であるかを明記してください。一例として以下のような方法が考えられます。 例1)品番等を引用し、原産品申告書に「インボイスのうちプロダクトコード●●●、×××の产品にのみ適用される。」と記載する。 例2)インボイスの品名欄に記号等を記載して原産品と非原産品が区別できるようにし、原産品申告書に「インボイスの品名欄に「△△EPA」の記載がある产品にのみ適用される。」と記載する。 例3)EPA税率を適用しない产品について、インボイスの個別の品名記載欄に「非原産品」等と明示する。
14	原産地証明手続	複数の種類の产品を輸出する場合であって、使用的な材料、生産工程等が異なる場合には、原産品申告書にそれぞれ区別して記載する必要があるか。	产品的な材料や製造工程等が異なり、適用する原産性の基準も異なる場合、原産性の判断が異なるため、まとめて記載することはできません。原産品申告書に区別して記載いただくようお願いします。
15	原産地証明手続	輸出貨物に係る原産品申告書を日本語で作成することはできるか。	日EU協定及び日英協定においては協定の規定上日本語による申告文で作成することができますが、輸入国に提出する書類ですので、英語での作成をお勧めします。 その他の協定は英語で作成する必要があります。
16	原産地証明手続	日EU協定及び日英協定で「原産地に関する申告文」を記載する商業上の文書とはどのような書類を指すか。	商業上の文書については協定上の定義はありませんが、インボイス、プロフォーマインボイス、パッキングリスト、デリバリーノート等がこれに当たります。なお、インボイス等商業上の文書との関連付けが明らかになっていれば、別紙に作成することも可能です。別紙に作成する方法については、以下リンク先の資料15ページ以降をご参照ください。 (リンク:税関HP「日EU・EPA自己申告及び確認の手引き解説書」 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyoukaisetsu_eu.pdf#page=15">https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyoukaisetsu_eu.pdf#page=15</a> )
17	原産地証明手続	日EU協定及び日英協定で、輸入者から「レファレンスナンバー(Exporter Reference No.)」を確認するよう言われたが、これは何か。	日EU協定及び日英協定で「原産地に関する申告文」に記載する「輸出者参考番号」のことです。 「輸出者参考番号」には、日本からの輸出者の場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)第2条第15項に規定する法人番号(13桁)が該当します。(具体的には【番号18】をご確認ください。)
18	原産地証明手続	日EU協定及び日英協定で「原産地に関する申告文」にある「輸出者参考番号」とは何を記載すればよいか。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)第2条第15項に規定する法人番号(13桁)が該当します。我が国の輸出入申告等において使用する輸出者コード(17桁のうち末尾4桁の校番部分を除いたもの)と同じです。輸入国税関で照会される場合があることから、国税庁法人番号公表サイトから英語表記の登録をされることをお勧めします。 (リンク:税関HP「原産地に関する申告(輸出者自己申告)を利用してEUへ輸出される皆様へ~国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録に関するご案内~」 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/procedure/houjin-bangou.htm">https://www.customs.go.jp/roo/procedure/houjin-bangou.htm</a> )
19	原産地証明手続	日本税関への輸出申告時の原産地手続を知りたい。	輸出申告における原産地手続は必要ありません。

番号	カテゴリ	質問	回答
20	原産地証明手続	自己申告に関する書類の保存義務、保存すべき書類の内容について知りたい。	<p>原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、產品が原産品であることを示すために必要な書類全てを以下の期間保存する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日豪協定及びCPTPPの場合には作成の日から5年間</li> <li>●日EU協定及び日英協定の場合には作成の日から4年間</li> <li>●RCEP協定の場合には作成の日から3年間</li> </ul> <p>保存の対象となる「產品が原産品であることを示すために必要な書類」とは、原産品申告書(写し)のほか、申告内容に応じて輸出者又は生産者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成する根拠となる契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程フロー図その他の原産品申告書等を作成した貨物が原産であることを示すために必要な書類全てです。なお、輸入国税関からの事後確認において、当該保存書類の提供を要請される場合があります。</p>
21	原産地証明手続	書類の保存義務を怠った場合、どうなるのか。	書類の保存は、各協定及び日本の国内法令である「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」に規定された義務です。輸入国税関からの事後確認が行われた場合、十分な情報の提供が行えないと、輸入国においてEPA税率の適用が否認される可能性があります。
22	原産地証明手続	原産品であることを示す関係書類として、CTC※対比表や付加価値の計算ワークシートは必ず作成しなければならないか。 ※CTC:関税分類変更	<p>自己申告制度を利用した輸出產品について輸入国税関からの事後確認が行われた場合、日本税關から、產品が原産品であることを示す関係書類の提出を依頼することがありますが、関係書類の様式や記載方法は任意です。</p> <p>「CTC対比表」や「付加価値の計算ワークシート」といった、一般に例示されている資料以外にも、既存資料を活用し、產品が品目別規則を満たしていることや、產品の生産に使用される材料が原産材料であることを示していただいて構いません。</p>
23	原産地規則	どのような貨物が原産品と認められるのか。	<p>貨物が原産品と認められるためには、輸出貨物について日本国内において一定の生産が行われていることが必要になります。協定によって異なる部分がありますが、基本的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(A)完全生産品</li> <li>(B)原産材料のみからなる产品</li> <li>(C)実質的変更基準を満たす产品(品目別原産地規則を満たす产品)</li> </ul> <p>のいずれかを満たすことが原産品の要件とされます。詳細については、リンク先(税關HP「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」<a href="https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html">https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html</a>)をご確認ください。</p>
24	原産地規則	原産品の要件のうち、(A)完全生産品とは何か。	<p>完全生産品とは、その「生産」が1か国※で完結している产品であり、該当する产品が協定において具体的に掲げられています(例:生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの、日EU協定第3・3条1(b))。</p> <p>※ CPTPPでは「一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品」とされており、域内全体を一つの国(仮想的な一つの領域)と捉えています。</p>
25	原産地規則	原産品の要件のうち、(B)原産材料のみからなる产品である場合とは何か。	<p>原産材料のみから生産される产品とは、締約国内の原産材料※のみから、当該締約国において完全に生産される产品のことをいいます。当該要件に該当するかの確認においては、生産に使用された全ての一次材料(产品の生産に直接使用される材料)が、適用する協定の規定を満たす原産品と認められることを確認してください。</p> <p>※ CPTPPでは、「一又は二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される产品」とされています。</p> <p>RCEP協定では、「一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される产品」とされています。</p> <p>なお、締約国内で生産・調達された材料であっても、その事実のみで締約国の原産材料と認められるわけではなく、その材料自体が各協定の原産地規則を満たす原産品であるとの確認が必要となります。そのため、「(B)原産材料のみからなる产品」の要件よりも、原産材料かどうか不明な材料は非原産材料として扱った上で、「(C)実質的変更基準を満たす产品(品目別原产地規則を満たす产品)」の要件を適用するほうが、証明負担が少ない場合があります。</p>

番号	カテゴリ	質問	回答
26	原産地規則	原産品の要件のうち、(C)実質的変更基準を満たす產品(品目別原産地規則を満たす產品)とは何か。	実質的変更基準を満たす產品(品目別原産地規則を満たす產品)とは、非原産材料(第三国の材料等原産材料以外の材料)を使用して締約国において生産される最終產品が、元の材料から大きく変化(実質的変更)しているため、原産品と認められる產品をいいます。何を「実質的変更」とするかの基準については、HS番号ごとに「品目別原産地規則」としてまとめられ、各協定の附属書等に規定されています。
27	原産地規則	品目別原産地規則を確認したい。	税関ホームページ「原産地規則ポータル」に掲載の「品目別原産地規則の検索」のページにて検索いただくか、「協定・法令等」等のページに掲載する各協定の「品目別規則」又は「品目別原産地規則」からご確認ください。 ●品目別原産地規則の検索 <a href="https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp">https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp</a> ●協定・法令等 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm">https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm</a>
28	原産地規則	品目別原産地規則の読み方を知りたい。	品目別原産地規則は、各協定の附属書等に產品のHS番号ごとに規定されています。品目別原産地規則に定める実質的変更基準には、(1)関税分類変更基準、(2)付加価値基準、(3)加工工程基準の3つの類型があります。 (1)関税分類変更基準:產品のHS番号と、使用された全ての非原産材料のHS番号に特定の変更が生じた場合に、実質的変更が行われたとする考え方。 (2)付加価値基準:協定ごとに定める計算式によって、一定の価値が付加された場合に、実質的変更が行われたとする考え方。 (3)加工工程基準:ある特定の製造又は加工の工程が行われた場合に、実質的変更が行われたとする考え方。  なお、各協定の品目別原産地規則に使用されている用語等の定義はそれぞれの協定に規定されていますが、具体的な產品に係る品目別原産地規則の読み方が不明な場合は、EPA原産地センターにてご相談を承っております。 また、產品に適用される品目別原産地規則を確認するためには、產品のHS番号の確定が必須です。輸入貨物に適用されるHS番号は輸入国税關の判断によるところから、日本から輸出される貨物に係る輸入国におけるHS番号について判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税關に事前教示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法です。
29	原産地規則	国内で調達した部品は、原産材料と認められるか。	材料を原産材料として扱う場合には、当該材料が「適用するEPAの原産地基準を満たす原産品」であることを、客観的な書類等により確認が必要です。日本国内で生産・調達されている材料であっても、その事実のみで日本の原産材料と認められるわけではありません。 原産材料と認められるためには、上記【番号23】回答のとおり(A)完全生産品、(B)原産材料のみからなる產品、(C)実質的変更基準を満たす產品(品目別原产地規則を満たす產品)のいずれかの要件を満たす必要があります。 なお、材料を非原産品として扱っても產品が(C)の品目別原产地規則を満たして原産品と認められる場合には、当該材料を「原産材料」として扱わず、「非原産材料」と扱った方が証明負担が少ない場合があります。
30	原産地規則	產品の品目別原产地規則が関税分類変更基準の「類の変更(CC)」である場合に、複数ある材料のうち、一つの材料のHS番号の類が產品と同一である。この場合、原産品とは認められないのか。	関税分類変更基準は非原産材料が満たすべき要件です。その材料が、適用する協定の原产地基準を満たす原産材料と認められる場合は、產品の品目別原产地規則を満たす必要はありません。また、產品の品目別原产地規則を満たさない材料の使用が、協定の僅少の非原産材料(許容限度)の規定の範囲内であれば、產品は原産品と認められます。
31	事前教示	輸出相手国の原産地に係る事前教示制度について知りたい。	税関ホームページに、相手国の事前教示制度について掲載しておりますので、ご確認下さい。 (リンク:税関HP「EPA相手国の事前教示制度」 <a href="https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_aitekokujizenkyouzi.html">https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_aitekokujizenkyouzi.html</a> )

番号	カテゴリ	質問	回答
32	EPA税率の適用	輸入国での輸入時EPA税率の適用を行わなかった場合に、EPA税率を遡及して適用することは可能か。	EPA税率の適用に必要となる相手国における手続については、輸入国の税関にご確認ください。